

◆◆ 年頭所感 ◆◆



関東地方整備局長 大西 亘

皆様あけましておめでとうございます。

昨年も、皆様のご理解とご支援をいただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、3月には国道357号東京湾岸道路の本牧ふ頭～大黒ふ頭区間や東京港トンネル海側区間の開通、4月には「バスタ新宿」の完成、国道16号町田立体（本線部）や国道17号上尾道路（江川地区）の開通、6月には国営アルプスあづみの公園の全園開園、ハッ場ダムの本体打設工事の開始、7月には鬼怒川の決壊地点の本復旧完了など数々の通過点、到達点を迎えることができました。

今年も、今年2月下旬に開通を予定している圏央道（境古河IC～つくば中央IC間）、工事が最盛期に入っている東京外環道やハッ場ダムをはじめ、治水、道路、港湾、公園、官庁営繕の各分野のプロジェクトを整備局全員が一丸となって着実に進め、一刻も早く皆様のお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。

このようなプロジェクトを含めて実際の社会資本の「作り手」「守り手」の役割は地域の建設産業が担っています。この産業が脆弱になれば、各プロジェクトは円滑に進まなくなるほか、災害時の対応も後手に回ることも確実です。

私は、発注者としてこのような重要な役割を担っている地域の建設産業における経営環境の持続可能性について常に考えておく必要があると思っています。このため、関東地方整備局では、地域の建設産業を“地域インフラ”にとらえ、今年9月に“地域インフラ”サポートプラン2016関東」を策定し、建設産業における担い手の確保と建設現場の生産性の向上を支援するためのアクションを始めています。

このような取組みは、同じ発注者であります市町村の皆様と一体となって進めることが重要と考えております。市町村の皆様におかれましても、積極的な取組みをお願いいたします。

今年もどうぞよろしくお願い致します。

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 川カシャ！2016 第35回川の写真コンクール受賞者の表彰式を行いました ～約5,000点の応募作品から57作品が入賞しました～

関東地方整備局
河川部

国土交通省では、毎年7月1日から7月31日までを「河川愛護月間」として、様々な行事や広報活動を実施しています。その広報活動のひとつとして、今年度も関東地方整備局管内の小、中、高校生を対象に、川と人のふれあいをテーマとした『川の写真』を募集しましたところ、約5,000点の作品が寄せられました。

これらの作品について審査の結果、57点の入選作品が決定しました。(本文資料(PDF)つきまはては、受賞者に対して、以下のとおり表彰式を行いました。

■日時 平成28年12月17日(土) 13時30分

■場所 さいたま新都心合同庁舎2号館(さいたま市中央区2-1)

入選作品については、本年1月より各都県の公共施設において、展示会を開催いたします。(本文資料(PDF)別添2)

詳細につきましては、関東地方整備局ホームページをご参照ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [196 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000286.html

2. 平成28年度「手づくり郷土賞」(国土交通大臣表彰)関東地方整備局管内で7件選定！

1月22日「手づくり郷土賞グランプリ2016」開催！

関東地方整備局
企画部

◆手づくり郷土賞の選定について

昭和61年度に創設され、今年度で31回目の開催となる「手づくり郷土(ふるさと)賞」(国土交通大臣表彰)では、今般、手づくり郷土賞選定委員会等が開催され、22件(大賞部門2件、一般部門20件)が選定されました。

このうち関東地方整備局管内では、大賞部門1件、一般部門6件が選定されました。

なお、選定された案件の認定証授与式については、2月以降に受賞団体の地域ごとに行う予定です。詳細が決まりましたら、別途お知らせします。

【関東地方整備局管内 受賞団体】


〈大賞部門〉

受賞案件	所在地	受賞団体
助川山市民の森 ドングリの森づくり	茨城県日立市	NPO 法人 森の自然学校助川山 保全くらぶ 日立市

〈一般部門〉

受賞案件	所在地	受賞団体
「鹿嶋神の道」づくり	茨城県鹿嶋市	鹿嶋神の道運営委員会 鹿嶋市
不法投棄されていた土地を地元 の手で憩いの場に！ 夢のひろばづくり	茨城県神栖市	花と緑の会 神栖市
足利の魅力再発見！ ～高校生のロケツアーリズム～	栃木県足利市	栃木県立足利清風高等学校 足利市
日本の近代化を支えた足尾の産 業遺産等を 活用した地域おこし	栃木県日光市	NPO 法人足尾歴史館
人もコウノトリも棲めるふるさと鴻 巣づくり ～つたえよう豊かな自然環境を 未来の子どもたちへ！～	埼玉県鴻巣市	NPO 法人鴻巣こうのとりを育む 会
地域でつくるエキコンの賑わいと キレイなまち鴨居	神奈川県横浜 市	鴨居駅周辺まちづくり研究会

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3136 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000451.html

3. 圏央道 茨城県区間 平成 29 年 2 月 26 日(日)に全線開通(境古河 IC~つくば中央 IC 28.5 キロメートル)

北首都国道事務所
常総国道事務所

《開通により期待されるストック効果※1》

【成田空港から関東各地の観光地へのアクセスが向上】

○成田空港から日光・那須、富岡製糸場、川越などの観光地へのアクセスが向上。観光周遊の促進が期待。

【沿線の大型物流施設 約 1,600 件、生産性向上が加速】

○圏央道(東名高速~東関東道)沿線に立地する大型物流施設約 1,600 件において、生産性向上が加速する可能性

○茨城県は、工場立地件数 3 年連続全国第 1 位

区画整理事業等の取組も進んでおり、更なる企業立地に期待！

《開通区間の概要※2》

【開通区間】境古河 IC(茨城県猿島郡境町)~つくば中央 IC(茨城県つくば市)

【延長】28.5 キロメートル

【開通 IC】坂東 IC、常総 IC

【車線数】暫定 2 車線

※1:ストック効果:整備された社会資本が機能することによって、継続的に中長期的に得られる効果

※2:開通時刻及び開通式典等の概要については後日お知らせいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3155 KB]

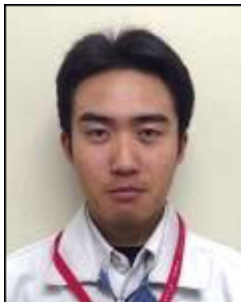
詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kitasyuto_0000132.html

4. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介（第14話～第26話）～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、紹介しています。
「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。



第26話
[「河川の維持・修繕工事に携わるものとして」](#)
塚本建設(株) 新海敬之



第25話
[「砂防で防ぐ土砂災害&植樹で甦る足尾の緑」](#)
中村土建(株) 村野聡紀



第24話
[「未来の技術者スピリッツのために！！」](#)
(株)赤塚土木興業 赤塚俊明



第23話
[「中部横断自動車道の橋台を構築しています」](#)
北野建設(株) 藤田圭亮



第 22 話

[「心を込めて維持管理社会に貢献します」](#)

(株)アジア開発興業 山田輝夫



第 21 話

[「町医者みたいな技術者を目指してます」](#)

田部井建設(株) 今村将暁



第 20 話

[「沢山の人が協力し造りあげる誇りある仕事」](#)

大坂建鋼(株) 篠原輝夫



第 19 話

[「中部横断自動車道の整備に取り組んでいます」](#)

五洋建設(株) 堀川勝



第 18 話

[「僕らが守る 僕らの橋」](#)

ライト工業(株) 野村/木村



第 17 話

[「豊かな自然が溢れる山梨の暮らしを守っています」](#)
(株)早野組 岩間哲也



第 16 話

[「秋山川の治水安全度向上に取り組んでいます」](#)
岩澤建設(株) 大賀祐樹



第 15 話

[「安全・安心・快適な道路環境を目指しています」](#)
神戸建設(株) 安藤恵太



第 14 話

[「ONとOFF、メリハリに心がけ全員一丸で」](#)
大昭建設(株) 宮川幸生

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 平成28年度国土交通省関係第3次補正予算の概要

平成28年度補正予算(第3号)について、概算閣議決定されましたのでお知らせします。

添付資料

[平成28年度国土交通省関係第3次補正予算の概要](#) (PDF形式) 


詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000145.html

2. 平成29年度国土交通省関係予算について

平成29年度予算が閣議決定されましたのでお知らせします。

添付資料

[平成29年度国土交通省関係予算のポイント【PDF形式】](#) 

[平成29年度予算決定概要【PDF形式】](#) 

組織別予算概要

[総合政策局【PDF形式】](#) 

[自動車局【PDF形式】](#) 

[国土政策局【PDF形式】](#) 

[海事局【PDF形式】](#) 

[土地・建設産業局【PDF形式】](#) 

[港湾局【PDF形式】](#) 

[都市局【PDF形式】](#) 

[航空局【PDF形式】](#) 

[水管理・国土保全局【PDF形式】](#) 

[北海道局【PDF形式】](#) 

[道路局【PDF形式】](#) 

[官庁営繕部【PDF形式】](#) 

[住宅局【PDF形式】](#) 

[観光庁【PDF形式】](#) 

[鉄道局【PDF形式】](#) 

[海上保安庁【PDF形式】](#) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_005231.html

3. 「都市計画法施行令の一部を改正する政令」及び「都市公園法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

～「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた政令の改正について～

地方公共団体への義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、地方からの提案を受けて、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」が昨年 12 月 22 日に閣議決定されています。これを受けて、本日、「都市計画法施行令の一部を改正する政令」及び「都市公園法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

1. 都市計画法施行令の一部を改正する政令について

(1) 背景

良好な市街地の形成を図るため、宅地に一定の水準を確保することを目的として、開発区域の面積が「0.3ha」以上「5ha」未満の開発行為にあつては、原則として、開発区域の面積の 3%以上の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設置することとされています。

地域における公園整備が一定程度進捗していること、小規模な公園等の管理についての地方公共団体の負担が増加しているとの意見があること等を踏まえ、条例により、地方公共団体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和を行うことを可能にします。

(2) 政令の概要

公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の規模の最低限度について、地方公共団体が条例により現行の 0.3ha から 1 ha を超えない範囲で緩和することを可能にします。

(3) 今後のスケジュール

公布・施行：平成 28 年 12 月 26 日（月）

2. 都市公園法施行令の一部を改正する政令について

(1) 背景

公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられる占用物件のうち、非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物等（以下「仮設工作物等」という。）に係る占用期間の上限は、6 月とされています。

仮設工作物等は、実態としてある程度長期にわたる占用が見込まれるものであり、頻繁な更新申請が負担となっているとの意見があること等を踏まえ、占用許可申請者及び公園管理者の負担軽減を図るため、仮設工作物等に係る占用期間の上限を延長します。

(2) 政令の概要


現行制度において占用期間の上限が「6 月」と定められている占用物件について、その上限を「1 年」に延長します。


(3) 今後のスケジュール


公布：平成 28 年 12 月 26 日（月） 施行：平成 29 年 1 月 15 日（日）


添付資料


[【1. 都市計画法施行令の一部改正】要綱](#)（PDF 形式）

[【1. 都市計画法施行令の一部改正】案文・理由](#)（PDF 形式）

[【1. 都市計画法施行令の一部改正】新旧対照表](#)（PDF 形式）

[【1. 都市計画法施行令の一部改正】参照条文](#)（PDF 形式）

[【2. 都市公園法施行令の一部改正】要綱](#)（PDF 形式）

[【2. 都市公園法施行令の一部改正】案文・理由](#)（PDF 形式）

[【2. 都市公園法施行令の一部改正】新旧対照表](#) (PDF 形式) 

[【2. 都市公園法施行令の一部改正】参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000100.html

4. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令について

平成 29 年 1 月 1 日より、北極海域における船舶等からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出規制を実施します。

1. 背景

(1) 船舶からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出については、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書（以下「MARPOL 条約」という。）関係附属書において基準が定められています。我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係政省令により規制措置を担保しているところです。

(2) 平成 27 年 5 月に国際海事機関（IMO）の第 68 回海洋環境保護委員会において、ポーラーコード及び同コードの内容を担保するための MARPOL 条約関係附属書の改正案が採択されました。改正内容は、極海域の環境保護のため同海域を航行する船舶に対し、油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出についてより厳しい規制を適用するものです。

同規制については、平成 29 年 1 月 1 日より適用されることから、これを我が国において担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の所要の改正を行ったものです。

2. 概要


船舶等からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出について、より厳しい基準を適用する海域として北極海域を追加するとともに、以下のとおり南極海域及び北極海域に係る上乗せ規制を定めるものとします。


- (1) 船舶からの油の排出を禁止（南極海域については従前より禁止）。
- (2) 船舶からの有害液体物質の排出を禁止（南極海域については従前より禁止）。
- (3) 船舶等からの汚水及び廃棄物の排出について他の海域より厳しい基準を適用。


3. スケジュール


閣 議	平成 28 年 12 月 13 日（火）
公 布	平成 28 年 12 月 16 日（金）
施 行	平成 29 年 1 月 1 日（日）


添付資料


[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[概要](#) (PDF 形式) 

[要綱](#) (PDF 形式) 

[案文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対象条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo11_hh_000045.html

5. 平成29年度国土交通省税制改正要望 結果概要について

平成27年12月16日、与党税制改正大綱が取りまとめられました。平成28年度の国土交通省税制改正要望についての結果概要は以下のとおりです。

I 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産ストックのフロー化による投資促進

- ① 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)
- ② Jリート及びSPCが取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)
- ③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の創設・拡充等(登録免許税・不動産取得税)
- ④ 土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)
- ⑤ 土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長(所得税・法人税等)

2. 産業の国際競争力の強化・経済安全保障

- ① トン数標準税制の拡充・延長(法人税・法人住民税等)
- ② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長等(所得税・法人税等)

3. 都市の競争力・魅力の向上

- ① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② 都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ 民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりの推進のための所要の措置(相続税・固定資産税等)

Ⅱ 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

1. 観光先進国の実現及び地方創生回廊の完備

- ① 航空機燃料税に係る特例措置の延長（航空機燃料税・航空機燃料譲与税）
- ② J R北海道、J R四国及びJ R貨物に係る特例措置（二島特例・承継特例）の延長（固定資産税等）
- ③ 入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する物品を現行の携帯品免税制度の対象へ追加（関税等）
- ④ 訪日外国人旅行者に酒類製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設（酒税）

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅リフォームの特例措置の拡充（所得税・固定資産税）
- ② 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長（不動産取得税）
- ③ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（不動産取得税・固定資産税）
- ④ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）
- ⑤ 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長（所得税等）

3. 半島地域・離島地域・奄美群島の振興

- ① 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（所得税・法人税）

Ⅲ クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 環境にやさしく安全な自動車の開発・普及の促進

- ① 車体課税の見直し（自動車重量税・自動車取得税・自動車税等）
- ② 軽井沢スキーバス事故を受けたバス車両に係る所要の措置（自動車重量税・自動車取得税）

2. 災害に強い国土・地域づくり等

- ① 浸水防止用設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
- ② 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置の延長（固定資産税）
- ③ 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長（固定資産税）
- ④ 熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置

3. 地球温暖化対策の推進等

- ① 海運・鉄道・航空に係る地球温暖化対策税の還付措置の延長（地球温暖化対策のための税）
- ② 船舶に係る特別償却制度の拡充・延長及び買換特例の延長（法人税・所得税）
- ③ 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（法人税等）
- ④ 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長（固定資産税）

添付資料

[平成 29 年度国土交通省税制改正概要](#) (PDF 形式)

[平成 29 年度税制改正 問合せ先一覧](#) (PDF 形式)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004921.html

◆◆地域の動き◆◆

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

「埼玉砂防100年シンポジウム」の開催について

埼玉県治水砂防協会

1. はじめに

100年前の大正5年(1916年)、埼玉県初の砂防建設事務所が秩父郡(倉尾・大櫛)に設置され、赤平川・吉田川・都幾川の3溪流において砂防事業が着手されました。埼玉県では、砂防事業100年を節目に、今後の土砂災害への対応や防災情報のあり方、建設技術者の担い手確保等について幅広い観点から討議を行い、県民の土砂災害への理解を深めることを目的に、「埼玉砂防100年シンポジウム」をさる10月22日の土曜日に開催し、午前の部で現地見学会、午後の部では防災セミナー「これからの砂防を考える」を埼玉県立秩父農工科学高等学校体育館(秩父市)で実施しました。

2. 現地見学会

午前の部の現地見学会は、「100年前の砂防施設とダム」というテーマで行いました。今後の建設技術者の担い手となる学生を中心に定員となる50名の皆さんが、小鹿野町に設置されている栗尾沢砂防堰堤群と、昼食会場となった県営合角ダムの土木施設を見学しました。施設概要の説明は、県職員OBが中心となって構成する「彩の国砂防ボランティア」のメンバーがボランティアで対応し、豊富な経験とその知識を分かりやすく参加者に説明が行われました。

3. 防災セミナー「これからの砂防を考える」

午後の部となる防災セミナーは、地元秩父市の埼玉県立秩父農工科学高等学校吹奏楽部、秩父屋台囃子保存部による演奏から始まりました。高校生の素晴らしいパフォーマンスに290名の聴講者から大きな拍手が送られました。この後、久喜秩父市長(埼玉県治水砂防協会会長)、西山幸治国土交通省砂防部長、浅井義明埼玉県県土整備部長からのご挨拶を頂戴し、その後、基調講演、パネルディスカッションが行われました。



3.1 基調講演その1

基調講演1人目として、全国治水砂防協会岡本正男理事長より「土砂災害を知る・備える・行動する」と題して講演をいただきました。岡本理事長からは、土砂災害で避難することが大切なのは、亡くなった方の約85%が屋内にいたこと、土石流の速さが時速20~40キロでウサイン・ボルトと同じで速いことがあり、一刻も早く安全な場所に逃げることである。

また、ソフトの基本は「行政は皆さんがどういう所に住んでいるかをきちんと知らせる。住民の方はそれを知る」ということである。これは、首長は、災害の恐れがある場合に避難勧告等を発令する大きな権限が付与されているが、発令されたとしても、立ち退かずに被害を受ける責任は本人にある。そういう理由で避難勧告等には強制力がないが、これは一人一人の命を守る責任は行政じゃなくて個人にあるという考え方に基づくもので、行政は住民が避難行動を取るための判断材料と知識を普段から提供し、住民は住んでいる地域にどんなリスクがあって、いつどこに避難すべきか、ハザードマップなどで知る。そして、土砂災害警戒情報が出たときにどのような避難行動を取るか、日ごろから行政と住民は協力して訓練や啓発活動をする。行政の知らせる努力と住民の知る努力の双方が不可欠だとのお話を頂きました。



3.2 基調講演その2

基調講演2人目として、テレビの気象情報でおなじみの寺川奈津美さん（気象予報士、現在フジテレビ系列「直撃LIVE!グッディ」で気象予報を担当）より「気象災害から身を守る」と題して講演をいただきました。

寺川さんからは、広島（2014年）や伊豆大島（2013年）の大規模な土砂災害を例に、ある程度事前に降雨が予測できたとしても、「24時間に何mmの雨がどこで降ります」とピンポイント予測は不可能なこと、特別警報は広い範囲で大規模災害が起こってしまうような場合に出されるが、土砂災害警戒情報は狭い範囲のときでも出されるため、気象庁ホームページの「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が有用であり、具体的にどの辺りで災害の危険性が高まっているのかが分かるため、積極的に利用すべきといった話がありました。最終的には自分の命を守るのは自分。日ごろから情報に慣れ親しみ、いざというときすぐに情報を取る。お集まりの皆さんがリーダーシップを発揮して、地元で防災意識の高揚を図って頂きたいと訴えました。

3.3. パネルディスカッション「土砂災害から身を守るために」

NPO 法人気象キャスターネットワーク副代表岩谷忠幸さんをコーディネーターに迎え、6名のパネリストによる「土砂災害から身を守るために」をテーマとした意見交換を行いました。

冒頭、新井伸二・埼玉県秩父県土整備事務所長から「秩父地域における土砂災害の防止に向けた取り組み」について、三上幸三・広島県土木建築局長から「広島土砂災害とその後について」についてと題し話題提供がなされた後、討議が行われました。

話題提供を受け、西山幸治・国土交通省砂防部長から「土砂災害はいつどこで起きるか予測はとても難しい。その地域であまり経験のない雨が降ったら、それは大変危険な状態だ」とのコメントを頂きました。続いて、檜垣大助・弘前大学農学生命科学部教授からは、防災教育の観点から「土砂災害警戒区域の設定と共に避難する経路や避難場所をきちんと理解していることが重要。土砂災害の前兆となるような現象がしたら「近付かない、通らない、必ず通報する」ことです」との意見を頂きました。



西山幸治
国土交通省砂防部長

また、久喜邦康・秩父市長（埼玉県治水砂防協会会長）からは、「フライングぎみに早めの避難を促して結果的に何もなかったとしても、住民の方にお許しいただきたいというのが本音。また、気象庁のメッシュの精度の向上と情報のリアルタイムの発信をお願いしたい。」と避難情報を出す首長としての貴重なご意見を頂きました。



檜垣大助
弘前大学教授

一方、情報を多くの市民に伝える立場の奈良岡希実子さん・気象キャスターからは、「気象情報を担当する情報番組「情報ライブミヤネ屋（日本テレビ系列）」では、普段は明るく笑顔を心掛けていますが、警戒を呼び掛ける時は、声のトーンをできるだけ抑えて早口にならないようにしている。話す雰囲気でも危険が迫っていることを理解して

もらうことが何より大切で、気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報などを使って分かりやすい放送を心掛けています。」とメディアの立場からの対応について紹介がありました。



久喜邦康
秩父市長



奈良岡希実子
気象キャスター



岩谷忠幸
コーディネーター

最後に、西山部長から「私たちはいま、少なくともさまざまな（土砂災害を防ぐ）手

段を持ち得た。これらを最大限に生かして、土砂災害で命を落とすことがないように行政住民が力を合わせてやっていく、これが大切。」との総括を頂き討議を終えました。

4. おわりに

当日のシンポジウムのようなすは平成 28 年 11 月 30 日付けの地元紙埼玉新聞にて報告を行い、秩父地方のみならず、県民全体に土砂災害への理解を深めるために努めました。なお、本シンポジウムの開催にあたっては、（一社）埼玉県建設業協会を通じて「建設共済保険」を事業運営する（公財）建設業福祉共済団の支援を頂くとともに、彩の国砂防ボランティア協会をはじめ多くの方のご支援、ご協力を頂きました。改めて感謝申し上げます。

（写真提供＝埼玉新聞）